

## 平成24年度 第29回 役員会議事要旨

日 時 平成25年3月15日（金） 10時28分～12時44分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，向井監事，後藤学長室長

- 学長から，平成24年度第25回及び第26回役員会議事要旨の確認依頼があった。

### 【 審議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学臨時職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正について

学長から，本件は，臨時職員が行う総合的な健康診査の受診を有給として処理できるよう，職務専念義務の免除でなく年次有給休暇以外の休暇として位置付けることに伴う規程の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，岩本理事から，改正内容の説明及び平成25年3月1日開催の人事制度委員会において審議・了承済みの説明があり，審議の結果，了承された。

- (2) 国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター規則の一部改正について

学長から，本件は，アドミッションセンターの業務に高大接続及び高大連携活動の企画・立案等に関する事項を加えるとともに，これらの企画・立案に関わる組織として企画委員会を設置すること等に伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，入試課長から，改正内容の説明及び会議の見直しの観点からも改正を行うものである旨，さらに平成25年2月13日開催のアドミッションセンター運営委員会において審議・了承されている旨及び2月14日開催の入学試験委員会において協議済みの説明があり，審議の結果，了承された。

- (3) 国立大学法人佐賀大学職員人事規程の一部改正について

学長から，本件は，医学部附属病院における医療技術職員の職名整備を行うことに伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，医学部事務部長から，改正内容について，医学部附属病院におけ

る医療安全の確保及び業務増大に対応するため、医療職員の増員が図られてきたところであるが、それら増員された職員の業務の分担及び指揮命令系統を明確にし、中間管理職及びシニアスタッフのモチベーション向上並びに将来的な処遇改善につなげるため、医療技術職員の職名整備を行うものである旨及び平成25年2月6日開催の病院企画室会議において審議・了承済みの説明があり、審議の結果、了承された。

(4) 佐賀大学学士課程における教育の質保証に関する方針(案)及び佐賀大学大学院課程における教育の質保証に関する方針(案)について

学長から、本件は、佐賀大学における教育の内部質保証体制の整備を図るため、教育の質保証の方針を定めるものであり、前回の役員会で協議したところであるが、平成25年2月22日の教育研究評議会での意見を踏まえ、質保証に関する方針の文言について制定の意図が正確に伝わるよう適切に修正したものである旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(5) 国立大学法人佐賀大学顧問について

学長から、本件は、4月1日付けで本学の顧問を委嘱している2名の顧問の任期を更新する案件である旨の説明があった。

次いで、総務課長から、顧問設置の趣旨(目的)・背景と任期を更新する2名の更新期間等について補足説明があり、審議の結果、了承された。

(6) 平成25年度法令遵守実施計画について

学長から、本件は、平成23年2月23日付けで制定された本学の法令遵守の基本方針及び実施要領に基づく、各部局等の平成25年度の実施計画案である旨の説明があった。

また、総務課長から、今回は、平成24年度の実施状況を点検の上、平成25年度における実施計画が各部局等から提出されている旨や事務局及び各部局等の実施計画を基に平成25年度の大学全体の実施計画を策定する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(7) 余裕資金の運用について(案)

学長から、本件は、本学の余裕資金について平成25年度の運用方針を決定する案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、平成25年度の運用については、運用できる金融商品が明確に規定されていなかったため明記すること、運用対象金融機関については運用利回りが高く見込める金融機関の参入ができるように、格付けを条件とした本学への届出制とし対象金融機関を広げること等、昨年から変更した点の説明があった。また、運用益の使途については、平成23年度から中期目標・中期計画の国立大学法人評価の観点から、教育研究の充実や学生支援等に使用していることの説明があり、審議の結果、了承された。

(8) 佐賀大学プロジェクト研究所の認定について

学長から、本件は、佐賀大学プロジェクト研究所の認定に関する案件である旨の説明があった。

次いで、中島理事から、佐賀大学プロジェクト研究所規程に基づき、平成25年度第1次分として、平成25年4月以降に設置を希望するものについて、平成25年2月28日を応募締切日として募集を行った結果、3件の認定申請があり、平成25年3月5日開催の総合戦略会議において審査を行い、適切であると判断したものである旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(9) その他

特になし。

**【 協議事項 】**

(1) 国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則の一部改正について

学長から、本件は、教育研究評議会評議員に全学教育機構長を加えることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、改正の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 佐賀大学総合情報基盤センター規則の一部改正について

学長から、本件は、総合情報基盤センター運営委員会の委員に全学教育機構から選出された教員を加えることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、情報管理課長から、改正の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 佐賀大学文化教育学部規則、佐賀大学経済学部規則、佐賀大学理工学部規則及び佐賀大学農学部規則の一部改正について

学長から、本件は、平成25年4月1日から全学教育機構による教養教育が実施されること及び経済学部規則にあつては経済学部の改組に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 佐賀大学大学院学則の一部改正について

学長から、本件は、中期計画に掲げている事項である研究センターが提供する教育プログラムを研究科において開設することができるようにすること並びに大学院設置基準の一部改正により博士論文研究基礎力審査が導入されたこと並びに他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修に関する規定について整備すること並びに入学資格に関する規定並びに転入学及び再入学に関する規定について整備することに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) 佐賀大学学位規則の一部改正について

学長から、本件は、本学経済学部の改組に伴い、本学学位規則のうち、経済学部の学科の学位を定めることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) 佐賀大学大学教育委員会規則の一部改正について

学長から、本件は、全学委員会の見直しに伴い、教育研究評議会と大学教育委員会の役割及び位置付けを明確にするため、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、改正の概要について説明があったが、学長及び構成員等から、大学教育委員会の位置付け、性質、役割等について種々議論があり、本規則の一部改正については時期尚早との意見から、協議了承とはせず、今後、教育研究評議会の意見も踏まえ、再検討することで了承された。

(7) 国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程実施細則の制定について

学長から、本件は、平成25年度に行う教育功績等表彰から、教育功績表彰対象者にグループを加えたことに伴い、必要な事項を定めるために細則を制定するものである旨の説明があった。

次いで、教務課長から、制定の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(8) 佐賀大学大学院医学系研究科規則の一部改正について

学長から、本件は、大学院医学系研究科博士課程における指導教員の配置を見直し、研究科が定める「学位授与の方針」に沿って学位授与に導くため

の教育・研究指導を充実・強化することに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から、改正の概要及び審議経過について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(9) 佐賀大学医学部附属病院規則の一部改正について

学長から、本件は、医学部附属病院の医療スタッフの指揮命令系統を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から、改正の概要及び審議経過について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(10) 平成25年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

学長から、本件は、本学の平成25年度年度計画を文部科学省に提出する案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、国立大学法人法第35条において読み替え、独立行政法人通則法第31条の規定により年度計画を作成し文部科学省に届け出る旨、また、これまでの作成過程、年度計画の内容、定員の変更内容、今後のスケジュール等の説明があり、協議の結果、直近の教育研究評議会、経営協議会及び同協議会後の役員会で審議すること、あわせて事務手続等による変更等が発生した場合は学長へ一任することが了承された。

(11) 労働契約法改正に伴う有期雇用職員（任期付教員、契約職員、臨時職員）制度の見直し方針（案）について

学長から、本件は、労働契約法の一部を改正する法律が平成24年8月10日に公布され、平成25年4月1日から有期労働契約について無期労働契約への転換ルールなどが施行されることに伴い、本学としての対応方針を策定する案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、策定の趣旨・背景、対応の必要性及び対応方針等、あわせて、部局等の意見をもとに平成25年3月13日の人事制度委員会において了承されたこと等の検討経緯の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

また、学長から、労働契約法の一部改正に伴う臨時職員等の雇用に係る財源は今後増大することが予想されるが、大学の予算は削減されている現状であること、大学としては、雇用について全体のシュミレーションを行うとともに、その財源は各部局等の負担とすること等を確認しておくこと、さらに、「5年を超えて雇用することがやむを得ないものとして学長が特に必要と認める場合」とあるのは、然るべき委員会等において審議・了承後、学長へ推薦されたものを認めることと理解しており、学長単独の判断で行うものでは

ない旨の発言があった。

(12) 医学部における任期制教員対応のための教育職員就業規程の見直しについて

学長から、本件は、労働契約法の一部を改正する法律が平成24年8月10日に公布され、有期労働契約については有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに労働者の申込みにより無期労働契約転換が可能となったことに伴い、任期制を導入している医学部の教育職員に対応するために教育職員就業規程の見直しを行う案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、見直しの趣旨・背景について、医学部教授の任期は10年、また、基礎医学系講座、看護学科、医学部附属地域医療科学教育研究センター及び医学部附属先端医学研究推進支援センターの准教授、講師の任期は7年となっており、平成25年4月1日以降に採用されるこれらの教育職員については、採用と同時に無期転換申込権が生じることになるため教育職員就業規程の見直しを行うものである旨の説明があった。また、適用については、規程の施行の日以後に本学に採用された者について適用し、同日前に本学に在籍する者については適用しない旨と地域学歴史文化研究センター、海洋エネルギー研究センター及び全学教育機構等に属する教育職員については未検討であるため、今後協議を行い整備していく旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

学長から、現在の公募状況における影響の有無、仮に6年間のプロジェクトに従事する教育職員の場合のその後の雇用財源等について質疑があった。

さらに、構成員等から、再任審査で否とされた者についても、教授会の申出に基づき教育研究評議会が行う審査の実施の有無について質問があり、実施することが確認された。また、この見直しにより再任については2度審議を行うことになり、任期制の制度自体に不具合が生じることが危惧されること等の発言があった。

(13) その他

特になし。

**【 報告事項 】**

(1) 平成24年度佐賀大学学位記授与式及び平成25年度佐賀大学入学式の挙  
行について

総務課長から、学位記授与式と入学式の開催について、関係各位に対し、出席についての案内があった。

- (2) 役員会等定例会議の予定について  
総務課長から、平成25年度の定例会議の開催予定について説明があり、原則としている開催日から変更している分は、下線で表示し備考欄にその理由等を付している旨等の報告があった。
- (3) 「悩みを抱える学生を見つける6つのコツ」カレンダーについて  
瀬口理事から、今般、本カレンダーを作成したことの報告と有効に活用いただきたい旨の依頼があった。
- (4) 平成24年度佐賀大学「学内研究プロジェクト」及び「研究シーズ」の評価について  
中島理事から、平成24年度学内研究プロジェクトの評価及び平成24年度学長経費による研究シーズのヒアリング審査結果について報告があった。
- (5) 佐賀大学友好特使に関する要項の制定について  
国際課長から、本件は、本学の帰国留学生等を佐賀大学の友好特使として委嘱し、友好特使を通じて留学情報・研究情報等を発信・収集し、留学生交流及び国際学術交流を図ることにより、本学の国際化を推進することを目的として制定したものである旨の報告があった。
- (6) その他  
特になし。

**【 その他 】**

特になし。

以 上